

第 6 期豊島区地域保健福祉計画（素案）

【抜粋】

令和 6 年度～令和 11 年度（2024～2029）

令和 6（2024）年 3 月

施策の体系

施 策	取 組 方 針	頁
① すべての区民を対象にした 重層的な支援	○コミュニティソーシャルワーク機能強化による一体的な支援	41
	○地域生活を支える継続的な支援	42
② どんな悩みごとでも受け止める 相談支援体制の構築	○専門相談支援機関の強化	45
	○より身近な地域の相談先の充実	46
	○包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携の強化	48
③ 本人が望む社会とのつながり や参加を支えるために	○多様な社会参加の促進	49
	○文化の力を活かした社会参加支援	50
	○多様な働き方に向けた支援	51
	○多様な住まい方に向けた支援	52
	○すべての子ども・若者に向けた参加支援	53
	○多文化共生の促進	54
④ 誰もが支え合える 人・地域づくり	○地域における新たな支え合い活動の促進と担い手の養成	55
	○地域コミュニティの拠点づくりと多彩な居場所づくり	56
	○地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり	58
	○文化の力を活かした地域づくり	58
	○福祉教育の推進	59
⑤ 問題の早期発見・早期対応 の強化	○アウトリーチ活動の推進による問題の早期発見・早期対応	60
	○地域における見守りの推進	61
⑥ 権利擁護の推進	○人権意識の普及・啓発	62
	○虐待防止および人権の尊重	63
	○成年後見制度*の利用促進	64
⑦ 健康な生活の維持・増進	○予防の取組の強化	66
	○こころと体の健康づくりの推進	67
	○感染症対策の強化	67
⑧ 保健福祉人材の確保・育成 とサービスの質の確保・向上	○保健福祉専門職等の確保・定着・育成	68
	○保健福祉サービスの質の確保および向上	69
⑨ 災害時の福祉・医療・ 保健衛生体制の整備	○災害時要援護者等への支援体制の整備	70
	○防災対策を通じた地域づくり	72
	○災害時の医療・保健衛生体制の構築	72
⑩ 福祉のまちづくりの推進	○まちのバリアフリー化の推進	73
	○情報アクセシビリティの強化	74

取組方針③

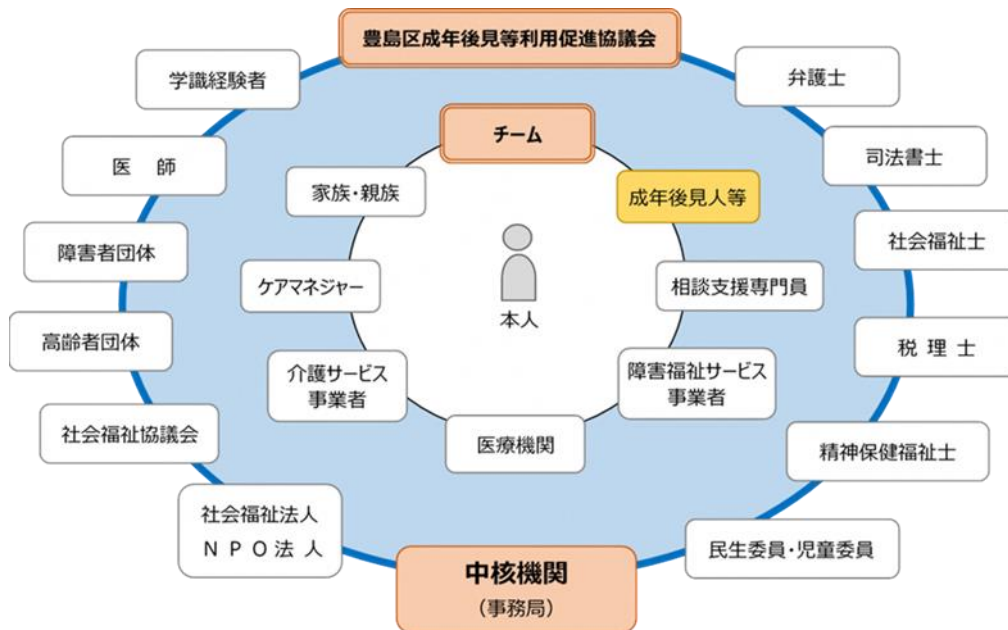
成年後見制度*等の利用促進

- 適切な権利侵害からの回復支援や意思決定支援の体制整備に向け、国の定める成年後見制度利用促進基本計画の方向性を踏まえ、高齢・障害といった専門部署および地域連携の拠点となる中核機関*の委託先である豊島区民社会福祉協議会*と連携を進めていきます。
- 意思決定支援に関する詳細については、各種の個別計画において、具体的な施策や事業等を示していきます。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるため、従来の保健・医療・福祉の連携に加え、司法も含めた地域連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を整備します。
- 区民後見人の育成及び活躍支援をさらに推進するとともに、親族後見人等が安心して後見業務に取り組んでいけるよう支援します。また、長期にわたって安心して制度を利用できるよう、法人後見の促進を図ります。
- 中核機関*において、法定後見制度や任意後見制度の利用相談に応じ、制度の概要や申立方法について説明を行うとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士*等の専門職団体の協力を得て、相談体制の強化を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業*の対象者の中で、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましい人については、スムーズに成年後見制度*へ移行されるよう取り組みます。
- 本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるよう、また、受任後の状況による成年後見人の交代も含め、成年後見人等候補者の調整や支援方針の検討を行い、家庭裁判所との連携を図ります。
- 早期の段階からの制度利用を促進するため、区民や関係者など、幅広く普及・啓発を図ります。
- 制度の利用ができずに適切な支援が受けられないことがないよう、身寄りがいない等で申立てが困難な場合に親族に代わって区長申立てを行うとともに、成年後見人等への報酬助成や申立費用助成を行うことにより、制度の利用が図られるよう支援します。

【主な取組】

- 意思決定支援に係る研修の実施
- 成年後見人等の担い手の育成及び活躍支援
- 成年後見制度*の普及・啓発および相談支援体制の充実
- 区長申立て、報酬助成、申立て費用助成の実施

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】



* チーム…成年後見人等と、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、対応する仕組み。

* 豊島区成年後見等利用促進協議会…法律・福祉の専門職団体や関係機関による、チームを支援する体制。中核機関*の「サポートとしま」が事務局を担う。

【コラム No20 : 成年後見制度と「サポートとしま」】

成年後見制度とは、認知症や知的障害その他の精神上の障害によって、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度のことです。

豊島区では、平成 15 年 4 月に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が設置され、高齢者や障害のある人等の福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援を行ってきました。

これらの実績を踏まえ、令和 4 年度に中核機関*の運営が「サポートとしま」に委託され、令和 5 年度に設置された「豊島区権利擁護支援方針検討会議」及び「豊島区成年後見等利用促進協議会」の事務局を担うなど、さらなる権利擁護支援の取組を行っています。

成年後見制度において重要とされる事は「本人の思い・意向」です。判断能力が低下してからでは、「本人の思い・意向」に基づいた支援を行っていくことが難しくなります。そのため、本人の判断能力があるうちに、「その時」に備えて伝えておきたいことをまとめるエンディングノート*の作成等、終活をすることが必要です。

今後は、「豊島区終活あんしんセンター」による終活支援とも連携するなど、支援が必要な人の発見から支援までをコーディネートし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。